世界の幸せをカタチにする。
Creating Peace & Happiness for the World
Musashino University
武蔵野大学 学術機関リポジトリ
Musashino University Academic Institutional Repository

宗廟祭祀改革と『断酒肉文』法会：梁武帝の思想的連続性

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-03-24
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 遠藤, 祐介
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2030

The Relationship between the Reformation of the Ancestral Shrine and the Buddhist Debate for the Pledge of Abstinence from Alcoholic Liquor and Meat

ENDO Yusuke

Summary

Until now, the discussion of the relationship between the reformation of the Ancestral Shrine and the Buddhist debate for the pledge of abstinence from alcoholic liquor and meat has been overlooked. However, in this article, I focused on the ideological continuity of Liang Wudi in these two events and clarified that the reformation of the Ancestral Shrine and the Buddhist debate for the pledge of abstinence had the same roots in Buddhist thought.

In the first section, I argued that the ideological influence of the *Sutra for Humane Kings* was observed in the *Fojixu* and royal decree of Liang Wudi related to the *Fojixu*. I pointed out that it was highly possible that Liang Wudi as the Gold Wheel-turning King (the highest of the four ranks of Buddhism's ideal kings) carried out the reformation of the Ancestral Shrine. It is known that the *Sutra for Humane Kings* influences the pledge of abstinence from alcoholic liquor and meat. The ideological continuity of national governance based on the *Sutra for Humane Kings* was confirmed.

In the second section, from the Nan Qi dynasty to the early Liang dynasty, I considered Buddhist thought based on the *Nirvana Sutra*. Liang Wudi and his sympathizers such as Shen Yue attached importance to the *Nirvana Sutra*, while mercy and abstinence from meat were linked by the idea of the *Nirvana Sutra*. In the second section, the ideological continuity of national governance based on mercy was confirmed to be rooted in the *Nirvana Sutra*.

In the third section, after organizing the history of the First Buddhist debate, I analyzed the ideological content of Liang Wudi. The results clarified that the First Buddhist debate and the reformation of the Ancestral Shrine were in agreement in that it was Liang Wudi and Fayun who played the leading roles. Moreover, I extracted cases based on the *Nirvana Sutra* and the *Sutra for Humane Kings*,

and more specifically argued that the reformation of the Ancestral Shrine and the Buddhist debate are events that arose from the idea of the same root.

In the fourth section, I considered the second debate. I divided the questions and answers asked between Liang Wudi and the monks who oppose the full implementation of abstinence from meat into nine stages, Following that I considered comments after the second debate. At the second debate, Liang Wudi considered himself a Gold Wheel-turning King by the *Sutra for Humane Kings*. Meanwhile, he declared a policy to carry out the abstinence from alcoholic liquor and meat by raising the country on the basis of the *Nirvana Sutra*. He straightforwardly faced his vassals and monks in debate based on Buddhist doctrine, and promoted national governance based on a Buddhist worldview.

宗廟祭祀改革と『断酒肉文』法会
――梁武帝の思想的連続性――

遠　藤　祐　介

宗廟祭祀改革と『断酒肉文』法会

――梁武帝の思想的連続性――

遠藤祐介

〈キーワード〉『仁王経』／『涅槃経』／沈約／三仮／三種浄肉

はじめに

梁武帝は約十年もの時間をかけて、天監十六年（五一七）に宗廟祭祀で動物の犠牲を廃止するという改革を実現した。この宗廟祭祀改革の特徴として、第一に歴代王朝が依拠してきた儒家的世界観に代えて、仏教的世界観に基づく国家統治を試みていること[1]、第二に仏教的世界観のほかに、仏教的真理探究と慈悲の重視が改革における思想的動機となっていることが挙げられる[2]。

梁武帝は天監年間最後の年、天監十八年（五一九）に菩薩戒を受け、程なくして普通三年（五二二）頃に『断酒肉文』法会を開き、菩薩金輪王として国家統治をする決意を示したものと見られる[3]。『断酒肉文』法会の特徴としては、第一に法会の場で群臣に対して仏教的世界観に基づく「人王」の統治を明示したこと、第二に『涅槃経』[4]と律に説かれる仏教の慈悲を根拠として「断酒肉」を提示し、群臣に対して仏説に従うように求め

たことが挙げられる。

宗廟祭祀改革と『断酒肉文』法会の特徴には、「仏教的世界観に基づく統治」と「慈悲に基づく統治」を宣明したという共通性が見出される。改革の実現から法会まで、およそ五年しか経過していないことから、両者に思想的連続性があることが想定される。宗廟祭祀改革と『断酒肉文』法会では、主要な貴族たちも当事者となっており、これら二つの事象を通して、梁代の貴族層の間でどのような仏教思想が信奉されていたのかも知ることができる。

本稿では、最初に沈約撰『仏記序』及び『仏記序』に関連する梁武帝の詔[5]（以下、『仏記序』詔と記す）における『仁王般若経』（以下、『仁王経』と記す）と『涅槃経』の影響を手掛かりとして、宗廟祭祀改革の根拠となった思想の解明をおこない、『断酒肉文』法会との思想的連続性について考察をおこなう。さらにこの考察を踏まえた上で、二度にわたって開催された『断酒肉文』法会から看取される梁武帝の思想を分析し、断酒肉の根拠となる思想とは何かを検討し、思想的連続性の具体像に迫ることとしたい。

一　『仁王経』の思想的影響

天監十一年（五一二）に成立したと見られる梁武帝撰『注解大品序』（『出三蔵記集』巻八所収）の中に、『仁王経』に対する言及が確認される。『注解大品序』は、僧旻と法雲が執筆した『般若経』注釈書（それぞれ天監六年と七年に成立）を踏まえて書かれたと想定されるため、天監六年の時点で梁武帝が『仁王経』を重視していた可能性について提示したことがある。[6]またその論考の中では、宗廟祭祀改革の端緒となった『神滅

論』批判（天監六年または七年）の際に書かれた蕭爾素の答書に「巍巍なるかな。十善已に行われ、金輪何ぞ遠からん」と記されていることに着目し、これが『仁王経』に登場する鉄輪王（上品の十善）と金輪王に由来する可能性についても指摘した。これらの可能性を総合すると、宗廟祭祀改革が『仁王経』の影響を受けている可能性を視野に入れる必要が生じることになる。

本節では、『神滅論』批判に先行して、天監六年以前に成立した沈約撰『仏記序』及び『仏記序』詔と『仁王経』の関係を考察し、『仁王経』が宗廟祭祀改革に与えたと想定される影響について掘り下げて検討することとしたい。

最初に、『仏記序』と『仏記序』詔の中から、『仁王経』と関連する「転輪王」に対する言及を抽出し分析を試みたい。『仏記序』（大正五二、二〇一中）に記されるように、梁武帝は虞闡、到溉、周捨に三十篇から成る『仏記』の編集を命じ、沈約に対して『仏記』の序文を執筆するように命じた。こうして成立したのが沈約撰『仏記序』である。

『仏記序』（二〇一上～中）には、転輪王に関連して、

皇帝、行は無始を成し、道は曠劫を受く。十号は躬に在り、三達は礙げ靡し。茲れ妙有を屈して、此れ転輪に同じくす。昏を傷み惑を愍む。

という記載があるが、ここに記される「転輪」とは何を意味するのであろうか。経典においては、転輪を転輪王・転輪聖王という概念の一部として使用する例が圧倒的に多い。「転法輪」という概念は「説法すること」を表現する場合に使用されるので、「転輪」とは区別すべき概念である。したがって『仏記序』では、梁武帝を「十号を有し、三達という特殊能力を持つ釈尊」になぞらえ、転輪王に該当する皇帝として称賛していると解すべきであろう。この記載と『仁王経』に登場する諸転輪王が関連する可能性が想定される。

思想内容において『仁王経』と関連しているのは、梁武帝と沈約がとりわけ重視した二諦と三仮である。[7] 梁武帝は「仏教を尋ぬるに、三仮に因りて以て法に寄り、二諦に籍りて以て理を明かす」（二〇〇下）と述べ、沈約は「法身常住は之れ奥遠、二諦三仮は之れ淵曠なりと雖も、悟道求宗は斯こに於いて足るべし」（二〇一上）と述べている。梁武帝は三仮を仏法の真理に近づくための通路と見なし、沈約は三仮を悟りに至るために最も重要な手掛かりと考えているようである。管見の限りでは、『仏記序』および『仏記序』詔以前に、三仮を二諦と同列の重要概念として提示する議論は確認されず、注目すべき解釈である。

以前拙論[8]において、三仮が『大品般若経』『大智度論』に基づく概念であること、智蔵が三仮と『涅槃経』の教えを比較していること、僧旻が三仮と『涅槃経』の妙有・善有を比較して論じていることを取り上げた。梁武帝と沈約が三仮を涅槃にアプローチする重要な通路として認識していたのに対し、智蔵と僧旻にとっては二諦と涅槃の関係を説明するための補助的な概念にすぎない。

『大品般若経』と『大智度論』の文脈においては、三仮を二諦と同列の重要概念として扱うことはできない。それゆえ、梁武帝と沈約が『大品般若経』と『大智度論』以外の経典または論書を根拠に加えた結果、三仮を涅槃に至るための重要概念として認識するようになった可能性が想定される。その根拠となる経典とは『仁王経』ではなかろうか。以下に『仁王経』における三仮について検討することとしたい。

『仁王経』序品（大正八、八二五上）に「法仮虚実観、受仮虚実観、名仮虚実観の三空観門」とあり、三仮が涅槃と直接的に結びつく内容を提示している。智顗説『仁王護国般若経疏』（以下、『仁王経疏』と記す）の解釈によると、三空観門とは三解脱門の異名であり、三仮を観ずることが涅槃に至るための通路とされている。もし梁武帝と沈約がこれと同様の認識を持っていたのであれば、三仮を二諦と同列の重要概念と見なしたとしても不思議ではない。三仮と三解脱門の関係について、梁武帝と沈約が『仁王経』序品を根拠とした蓋然性を

検討するために、梁武帝期の大同四年（五三八）生まれの智顗が梁武帝の仏教思想と親和性があることを確かめた上で、『仁王経疏』における三仮と三解脱門の関係を確認することとしたい。

以前拙論[9]の中で述べたように、智顗は梁代士大夫文化の中で成長した人物であり、智顗説『摩訶止観』の中でも三仮を取り上げている。『摩訶止観』は僧旻や智蔵の説を引用するなど、梁代初期の思想の影響を受けていることが観察される。また、『摩訶止観』では現代の日本仏教でも重視されている四弘誓願が提示されているが、四弘誓願の萌芽として、梁武帝が天監八年（五〇九）に宝亮に命じて編纂させた『大般涅槃経集解』や法雲撰『法華義記』の中にある「四弘誓」という概念の存在が指摘されている[10]。さらに梁武帝が『断酒肉文』（大正五二、二九六上）で四弘誓願に言及していることもあわせて考えると、智顗の思想と梁武帝および法雲ら梁武帝周辺の高僧たちの思想との間に親和性があると言える。

ここで智顗・梁武帝・『仁王経』の関係を知るための手掛かりとなる逸話を紹介したい。灌頂の『隋天台智者大師別伝』（大正五〇、一九四中）によると、ある晩のこと冠達（梁武帝の法名）が智顗の夢にあらわれ、三橋（光宅寺）に住することを求めた。その後智顗は光宅寺に移り、その年の四月に梁武帝の曽孫である陳の皇帝、後主[11]が寺に御幸して、智顗が後主のために『仁王経』の講義をしたという。この逸話は『続高僧伝』巻一七智顗伝（大正五〇、五六五下）にも収載され、仏教信者の間で広く知られていたようである。

以上のことから、『仁王経疏』は智蔵・僧旻・法雲ら梁の三大法師だけでなく、梁武帝の思想の影響を受けている可能性が想定される。それゆえ、完全な一致を想定することはできないものの、『仁王経疏』を参考にして、『仏記序』及び『仏記序』詔における三仮と二諦の関係を考察することは有効な検証法であると言えよう。

『仁王経疏』（大正三三、二五九中）を見ると、『仁王経』の「法仮虚実観、受仮虚実観、名仮虚実観の三空

観門」（大正八、八二五上）のことを「三仮観門」と記し、その解説をしている。また『仁王経疏』（二五九中）の中で「三空」を解説する箇所では、「以三仮因縁故得三空名。此因果次第説也。以法仮故空、受仮故無相、名仮故無作」と言い、「法仮・受仮・名仮」の三仮が三解脱門の「空・無相・無作」に対応すると論じている。三空観門を三解脱門とする解釈は、『大智度論』巻五（大正二五、九六下）の「以是三空法為三解脱門、亦名為三三昧」という記載などを根拠とした可能性が想定される。

このように智顗は三空観門・三仮観門・三解脱門を同義のものと解し、三仮を観ずることは涅槃に至る方法であるとしている。もちろん『仁王経疏』に見える解釈を以て梁代初期の思想を示すものと断言することは控えるが、梁武帝と沈約が『仁王経』に基づいて三仮の解釈をおこなった可能性の強さを示すものとして提示しておきたい。

上記の可能性を踏まえて、先に挙げた『仏記序』詔（大正五二、二〇〇下）の「仏教を尋ぬるに、三仮に因りて以て法に寄り、二諦に籍りて以て理を明かす」と『仁王経』との内容的な関連性について検討してみたい。『仁王経』二諦品（大正八、八二九上）で第一義諦と世諦の関係を説き、

法性は本より無性にして、第一義も空如なり。諸有は本より有法にして、三仮の集は仮有なり。

と記されており、三仮を世諦と近似した概念として使用している。また、『仁王経』観空品（八二五下～八二六上）の法性を取り上げた箇所では、

法性は色受想行識なり、常楽我浄なり。色にも住せず、非色にも住せず、非非色にも住せず、乃至受想行識にもまた住せず、非住にも非ず。何を以ての故なるや。色如にも非ず、非色如にも非ず。世諦の故に、三仮の故に、衆生を見ると名づく。

というように、ここでもまた三仮を世諦と近似した概念として用いている。

上記の詔の文言を『仁王経』の内容に沿って解釈すると、「三仮に因りて」とは序品の「三仮を観ずること」であり、「法に寄る」とは二諦品や観空品にあるように、三仮を通して法性を明らかにすることを指すと考えらえる。そして「二諦に籍りて以て理を明かす」とは、第一義諦と世諦という二諦を深く探求することで真理を解明できるという意になるであろう。

以上の考察をまとめると、『仏記序』と『仏記序』詔では三仮を極めて重視しているが、これは『仁王経』から思想的影響を受けた結果である可能性が強いと言える。これは同時に、梁武帝が『仁王経』を経証とし、金輪王として宗廟祭祀改革を企図した可能性を示唆するものである。以前拙論[12]において、宗廟祭祀改革の開始には『仁王経』の影響があるという可能性を指摘したことがあったが、本節における考察の結果、その蓋然性は更に高まったと言えるであろう。また同論考[13]において、『断酒肉文』冒頭部分の「経教にまた仏法は人王に寄嘱すと云う」という文言が『仁王経』受持品に基づく記述であることを指摘したが、これと本節の内容を総合すると、宗廟祭祀改革と『断酒肉文』法会はいずれも『仁王経』の思想的影響を受けて実施されたことになるであろう。

二　『涅槃経』の思想的影響

梁代初期における三仮と二諦をめぐる問題として、智蔵と僧旻の議論に見える『涅槃経』との関連性にも注意が必要である。梁武帝と沈約は三仮・二諦という概念と『涅槃経』の関連性についても承知していたであろう。以前拙論[14]において宗廟祭祀改革の動機となった思想的要素として「仏教的真理探究・仏教的世界観・慈

悲」を挙げたが、本節ではこれと関連して、宗廟祭祀改革の提唱以前に、梁武帝と沈約が『涅槃経』に説かれる慈悲を経証として、動物の殺生の廃止を主張していた可能性について検討することとしたい。

動物の殺生を忌避し食肉を禁止すること（以下、断肉と記す）に関する先行研究として、道端良秀氏の研究[15]が挙げられる。道端氏は、

> さて以上のように小乗律典といわれる『四分律』、『五分律』、『摩訶僧祇律』、『十誦律』などには、特別の場合の外は肉食を許していたが、大乗菩薩思想の発展とともに、次第に制限されて、遂に一切の肉を禁止するに至っている。『涅槃経』、『楞伽経』などはその一例であり、梵網の菩薩戒などはその代表的なものである。

と中国仏教における断肉の経緯を説明している。

『十誦律』『四分律』『五分律』『善見律』は三種浄肉という概念を使用し、見聞疑に抵触しない肉を食べてもよいと規定している。見とは自分のために動物が殺されるのを見ること、聞とは自分のために動物が殺されたと聞くこと、疑とは自分のために動物が殺されたという疑念が生じることであり、この見聞疑に該当しない肉を三種浄肉と称した。なお『僧祇律』では浄肉という概念を用いないが、見聞疑に該当しない肉を食べてよいと記している。梁代においては律の三種浄肉の規定を根拠として、食肉を容認する僧侶が多かったが、断肉を主張する僧侶や在家信者も多く存在した。

梁武帝や沈約に多大な影響を与えた南斉の竟陵王蕭子良は菜食を強く主張した人物で、蕭子良が実施した七廟供養の際に動物の肉を備えなかった可能性があることについては以前指摘したとおりである。[16] 南斉と梁を代表する学僧、僧祐は『高僧伝』巻一一明律篇（大正五〇、四〇二下）に「斉竟陵文宣王每請講律。聴衆常七八百人」や「今上深相礼遇、凡僧事碩疑皆勅就審決」とあるように、蕭子良や梁武帝から尊崇された律師であっ

た。僧祐は断肉を主張する律師の代表者と見ることができる。

宗廟祭祀改革の実施を目指していた梁武帝は、天監十二年（五一三）に『広弘明集』巻二六所収『断殺絶宗廟犠牲詔』を出した。[17]『広弘明集』はこの事跡について、「下詔去宗廟犠牲。修行仏戒蔬食断欲」と記している。この時、僧祐は律師の超度[18]らとともに「京畿は福地なので漁労と狩猟を禁止すべきだ。最初は丹陽と琅邪から殺生の禁止を始めたい」と提言した。

『広弘明集』（大正五二、二九三下）によると、詔に反対した人物の一人である江旣（こうきょう）に対して、梁武帝は周捨に次のように反論させている。なお周捨の父周顒とは竟陵王蕭子良から仏教教義の理解を高く評価された人物で、菜食の実施を強く主張している。[19]周捨は、

礼に云う、君子は庖厨を遠ざく、血気は身（みずか）ら剪（ころ）さず、生を見て其の死を忍びず、声を聞きて其の肉を食らわず、と。

と述べ、『礼記』玉藻篇と『孟子』梁恵王章句上を根拠として反論している。[20]江旣らは「聖人が教えを為すもまた俗と推移し之れを事迹に即す」（二九三下）と主張し、伝統的な儒家の聖人の教えと関連づけた見解を述べたため、梁武帝と周捨も儒家の文脈でこれに答えたものと思われる。

しかし、梁武帝が宗廟祭祀改革を目指した根源的な理由が『礼記』や『孟子』にあるわけではないことは言うまでもない。その根源的な理由は『涅槃経』に求められるようなので、最初に宗廟祭祀改革の旗振り役を務めた沈約の事跡を取り上げて考察することとしたい。

『広弘明集』巻二六所収の沈約撰『究竟慈悲論』は、表題に斉と書かれており、南斉代の著作と見られる。以前拙論[21]において、『究竟慈悲論』は「慈悲の要点とは生物を生かすことである」という主張を核としていることについて、「宗廟祭祀改革における犠牲廃止の強い動機になりうる」と指摘した。『究竟慈悲論』が何を根

拠としてそのような主張をしたのかと言えば、それは『涅槃経』である。『究竟慈悲論』（大正五二、二九二下）には、

是の故に三浄を開設し用て権道を申ぶ。涅槃後説が言を立てるに及び将て謝め則ち大いに隠惻を明らかにす。

と記され、三種浄肉という仮の手段は『涅槃経』の教えが出された段階で取りやめとなり、釈尊は断肉の教えによって惻隠を一層明らかにしたと述べられている。『究竟慈悲論』の中で「後説」は「晩説」とも記されており、この説によって「禁肉」「禁浄」となったことが重ねて述べられ、「涅槃が東度してより、三肉は罷縁す」（二九三上）というように、中国における断肉は『涅槃経』が契機となったと記載している。これは、普通年間に実施された『断酒肉文』法会における梁武帝の論理と全く同質のものである。

『涅槃経』と断肉の関係に関する沈約の認識を示すもう一つの文書として、『広弘明集』巻二三所収の沈約撰『南斉禅林寺尼浄秀行状』が挙げられる。この文書には、浄秀という尼僧の天監五年八月に至るまでの事跡が記されている。[22] この文書（大正五二、二七〇中～下）には、

年七歳に至り自然に持斎す。家中にて僧に請いて行道す。大涅槃経は食肉を聴さずと読むを聞き、是こに於いて即ち長蔬して噉らわず。二親覚知して、若し魚肉を得れば輒便ち棄去す。

とあり、七歳の子供時代から『涅槃経』の教えに従って断肉をしていたことがわかる。またこの記事から、断肉が『涅槃経』を根拠としていることは在家信者にも知られており、家庭で実践されるケースもあったことが観察される。

断肉は仏教信者が守るべき生活習慣として受容されるのと同時に、学僧の間では教義の中の重要な要素として認識されていた。『高僧伝』巻八宝亮伝（大正五〇、三八二上）と『大般涅槃経集解』巻一序文（大正三七、

三七七中）によると、天監八年五月八日に梁武帝は宝亮に『大般涅槃経集解』（以下、『集解』と記す）の編纂を命じ、九月二十日に完成している。なお宝亮伝[23]からは、宝亮が梁武帝のほかに竟陵王蕭子良から尊崇され、さらに宗廟祭祀改革に深く関与した法雲の師僧でもあり、『集解』が完成してまもない十月四日に六十六歳で死去したことが確認される。

『集解』の冒頭部分（三七七上）に「皇帝、霊味寺釈宝亮法師の為に義疏の序を製す」とあり、また「大般涅槃経義疏序」に付された明駿の注（三七七上）に「皇帝、霊味の釈宝亮法師の為に製す」と記されていることから、梁武帝が『集解』成立に深く関与していたことがわかる。したがって、『集解』を通して、諸学僧の断肉に対する認識と、諸学僧の知見に学んだ梁武帝の認識を確認することができると言えるであろう。

『集解』においては、巻一一の四相品の冒頭部分（大正三七、四二六中）に、主要なテーマの一つとして「立断食肉制」が掲げられており、巻一一に断肉に関する諸学僧の知見が集められている。第三節で詳説するように、『断酒肉文』法会では断肉の根拠として『涅槃経』四相品が読み上げられるが、梁武帝は天監八年の時点でこの認識を持っていたと言えよう。

『集解』で断肉に関して論じられている箇所は十六箇所あり、その中における諸学僧の見解の引用状況は、宋代の竺道生（三回）・僧亮（七回）・法瑤（三回）、南斉代の僧宗（四回）、梁代の宝亮（二回）・明駿（一回）、年代不明の恵誕（一回）となっている。

『仏記序』の成立は天監六年以前であるが、この時点で沈約の場合は『涅槃経』の断肉と三仮・二諦などの教義を総合的に理解していたことが想定される。梁武帝は当初、虞闡らに『仏記』の序文の執筆を命じていたが、梁武帝はその出来ばえに満足できず、沈約に『仏記序』を書かせたという経緯があり、梁武帝と沈約の仏教に対する理解は決して浅いものではないと言える。[24] それゆえ宗廟祭祀改革の前段階で、梁武帝は『涅槃経』

四相品に基づく断肉の思想を有しており、それを実践するために宗廟祭祀改革に着手したものと考えられる。断酒肉は断肉の延長線上にあるため、梁武帝は天監六年以前から、国を挙げて断酒肉を実践するという構想を持っていた可能性も想定される。

宗廟祭祀改革と『断酒肉文』法会には上記のような梁武帝の思想が通底しており、梁武帝は天監十六年に宗廟祭祀改革を実現し、さらに天監十八年に菩薩戒を受けるに至って、断酒肉を実施する機は熟したと判断したのではないかと想像される。その結果、菩薩戒受戒の数年後に『断酒肉文』法会を開き、公的な場で断酒肉の厳格な実施を僧侶や朝臣たちに要求したのではなかろうか。

三　五月二十三日の『断酒肉文』法会

第一節と第二節において、『仁王経』と『涅槃経』を基軸とした梁武帝の思想的連続性が観察されることから、宗廟祭祀改革と『断酒肉文』法会は同根の事象として解することができるという見解を提示した。第三節と第四節では、『断酒肉文』法会における『仁王経』と『涅槃経』を基軸とした議論の具体像の解明を進めることとしたい。これは宗廟祭祀改革の具体像とも密接に関連するものと言えるであろう。

梁武帝は普通三年頃に主たる僧侶と朝臣を集め、法会を開いて『断酒肉文』を公表し、断酒肉の実施を呼び掛けた[25]。『断酒肉文』法会は五月二十三日と二十九日の二度にわたって開かれた（以下、第一法会・第二法会と称する）。『広弘明集』巻二六によると、第一法会において合計四首から成る『断酒肉文』が公表されたが、「其の後、諸僧尼に、なお律中に断肉の事及び懺悔食肉法無しと云えるもの或（あ）り」（大正五二、二九九上）とい

う経緯が記録されている。そこで梁武帝は二十九日に第二法会を開催し、断肉の完全実施に反対する僧侶を相手に論争を展開したのである。

『広弘明集』には、『断酒肉文』四首[26]・第一法会と第二法会開催の経緯説明・梁武帝と僧侶の論争・梁武帝が周捨に与えた勅語の順に掲載されている。『断酒肉文』四首の概要については道端良秀氏の研究[27]があり、参考にすべき点が多い。

第一法会は二十三日の朝から開催され、法雲が「法師」、慧明が「都講」を務め、『涅槃経』四相品を唱えて「食肉せる者は大慈種を断ずるの義を陳べ」、法雲が解釈と講義をおこなった。次に、道澄が『断酒肉文』を唱え、また「所伝の語」を唱えた。所伝の語の詳細は不明だが、梁武帝の見解を代弁したものであろう。その後礼拝と懺悔をおこない、中食後に第一法会は終了した。このように梁武帝と法雲が主導的な役割を果たしている点[28]でも、宗廟祭祀改革と『断酒肉文』法会の共通性が観察される。

『広弘明集』には第一法会で唱えられたという『涅槃経』四相品が収載されており[29]、そこには釈尊が迦葉菩薩に対して三種浄肉を食することを許さず、完全断肉を命じる場面が記されている。主要箇所の内容（三〇一上）は次の通りである。

迦葉菩薩は復た仏に白して言う。世尊よ、云何ぞ如来は食肉を聴さざるや、と。（仏言う、）善男子よ、夫れ食肉せる者は大慈種を断ずればなり、と。迦葉又言う、如来は何故に先に比丘に三種浄肉を食するを聴すや、と。（仏言う、）迦葉よ、是の三種浄肉は随事漸制なり、と。迦葉菩薩復た仏に白して言う、世尊よ、何の因縁の故に十種不浄乃至九種清浄も復た聴さざるや、と。仏は迦葉に告ぐ、また是れ事に因りて漸次に制すればなり。当に即ち是れ断肉の義を現すを知るべし、と。（カッコ内筆者補）

このほか、四相品からの引用として「我は今日より諸弟子に制して、復た一切肉を食するを得ずとするな

り」などの釈尊の言も挙げられている。

第一法会では法雲による『涅槃経』講義の後に、梁武帝の『断酒肉文』が唱えられた。以下に『断酒肉文』において『仁王経』と『涅槃経』が基軸となっていることを示す文言について考察することとしたい。

第一首には「経教にまた仏法は人王に寄嘱すと云う」（大正五二、二九四中）と記され、梁武帝は『仁王経』を経証として、菩薩金輪王として仏法を護持すると宣明している。[30] 第三首（二九七下）には「弟子は当に王法に依りて治問す」「今日は王力を以て相治問するに足る」と記され、第一首と同様に『仁王経』を経証として、菩薩金輪王として断酒肉を徹底する覚悟が示されている。

第一首では、食肉をする出家者が外道に及ばない理由として九項目を挙げている。その中の第一項（二九四下）には、

涅槃経に言う。迦葉よ、我は今日諸弟子に制して一切肉を食するを得ざらしむ、と。而るに今の出家人は猶自ら肉を噉らう。……此の事は師教に違（たが）う。

とあり、外道は師の教えを守るのに、出家者は釈尊の教えを遵守していないと批判している。また外道に及ばない項目の第七項（二九五上）には、

涅槃経に云う。一切肉は悉く断じて、自死の者に及ぶ、と。自死の者も猶断ず。何ぞ況や不自死の者においてをや。

とあり、自然死の動物すら食べてはいけないのに、動物を屠殺して食べていいはずがないと記されている。

第一首には『涅槃経』における断肉の核心的な理由（二九五下）として、

経に言う。食肉せる者は大慈種を断ず、と。何をか大慈種を断ずと謂うや。凡そ大慈なる者は皆一切衆生をして同（とも）に安楽を得しむ。若し食肉せる者あらば一切衆生は皆怨対と為り同に安楽ならず。

と述べ、これに続けて、食肉する者は声聞法・辟支仏法・菩薩法・菩薩道・仏果・大涅槃を遠離するとしている。そして食肉の誤りを列挙した後に「諸大徳僧、諸解義の者は涅槃経を講ず。何ぞ慇懃ならざるべけんや」（二九六上～中）と記し、『涅槃経』を講じる僧侶たちは食肉の誤りを深刻に受け止めて改めるべきだと論じている。

第二首では、北山蔣帝という神の加護について述べている。北山とは都の建康（現在の南京）の東郊にある鐘山のことで、蔣山・紫金山などとも呼ばれる[31]。蔣帝は三国呉以来、北山の土地神[32]として祀られ、梁代にも盛んに信仰されていたが、「蔣帝今日は菩薩道を行ず。諸出家人云何ぞ反って衆生を食し、諸魔行を行ずるや。一日北山にて蔣帝齋を為す。所以に皆菜食僧の者を請う」（二九七中～下）とあるように、梁代には蔣帝は仏教に帰依したと考えられていた。「北山蔣帝もなお且つ殺を去る。若し不殺を以て祈願せば輒ち上教を得る」（二九七中）とあり、動物ではなく野菜を供物にすれば蔣帝の加護を得られると記され、第二首の文言通りであれば、『断酒肉文』法会と同じ日に蔣帝齋という法会を実施し、その加護を得ようとしていた可能性がある。

第三首からは、梁武帝が『断酒肉文』法会をいかに重視していたかを読み取ることができる。ここ（二九七下）には、

今日の集会、此れは是れ大事の因縁なり。直一切諸仏此こに在るに非ず、直一切尊法此こに在るに非ず、直一切聖僧此こに在るに非ず。諸天また応に虚空に遍満すべし。諸仙もまた応に虚空に遍満すべし。

とあり、『断酒肉文』法会に仏教の護法神たちが降臨し守っているのだと述べている。そしてこの直後に『金光明経』に基づいて、四天王をはじめとする多数の神格を列挙している[33]。

第三首の最後（二九八上）に、

また僧尼寺にて四天王、迦毘羅神に事うること有り、猶鹿頭及び羊肉等を設けなば、是の事は不可なり。

急ぎ宜しく禁断すべし。若し禁断せざれば、寺官は任咎す。

と記され、四天王などの護法神に肉を供えることを禁止し、もし肉を供えた場合は寺官を罪に問うとしている。

第四首では、菜食の重要性を論じた後（二九八中）に、

所以に涅槃経に言う。受食の時に子想を作さしむ、と。

と記している。『涅槃経』四相品では食肉と関連して「子を想う」ことを説かれていないが、『涅槃経』長寿品においては、例えば「我衆生に於いて実に子想を作すこと羅睺羅の如し」（大正一二、六二〇中）というように、衆生に対して平等に慈悲の心を抱くこととして複数箇所で説かれている。第一首で「当に知るべし。衆生を噉食する者は是れ魔行なり」（二九六中）に始まり、食肉が様々な悪因となることを大量に列挙している箇所がある。梁武帝がここで述べている衆生とはまさに動物のことであるため、『涅槃経』の四相品と長寿品の内容が梁武帝の中で融合して、第四首が成立したものと考えられる。

第一法会で梁武帝が『仁王経』と『涅槃経』を経証とし、菩薩金輪王として『断酒肉文』を公表して断酒肉の実施を強く求めたものの、法会終了後においても一部の僧侶は「律中に断肉の事及び懺悔食肉法無し」（二九九上）と述べ、個別の事情に応じて食肉を容認するという主張を堅持した。そのため梁武帝は五月二十九日に再び法会を開催し、断肉の完全実施に反対する僧侶と論争することにしたのである。

四　五月二十九日の『断酒肉文』法会

五月二十九日に実施された第二法会は梁武帝と僧侶たちの問答に始まり、『楞伽阿跋多羅宝経』『央掘摩羅

経』の読誦、梁武帝による総括の順に進行し、最後に僧尼が行道・礼拝・懺悔をおこなって終了した。なお『広弘明集』は、第二法会当日の晩に梁武帝が周捨に与えた勅語まで、一連の出来事として収載している。本節では、梁武帝と僧侶たちの問答から法会終了後の勅語までを考察の範囲とすることとしたい。[34]

①梁武帝と僧侶たちの問答

第二法会の問答は、最初に梁武帝と法超・僧弁・宝度の三律師の間でなされ、それに続いて道恩、法寵との間でおこなわれた。長短さまざまであるが、合計で六十の問答が確認される。問答の相手と内容を勘案して、次表のようにA段からI段の九つに分けて考察を試みたい。

段	問答相手	問　答
A	三律師	第一問答（299上15～上26）　第二問答（299上27～299中1）　第三問答（299中2～中6）　第四問答（299中7～中8）　第五問答（299中9～中10）
B	三律師	第六問答（299中11～中13）　第七問答（299中14～中15）　第八問答（299中16～中18）　第九問答（299中18～中19）
C	僧弁	第十問答（299中20～中24）　第十一問答（299中25）　第十二問答（299中26～中27）　第十三問答（299中28～299下1）　第十四問答（299下2～下3）　第十五問答（299下4～下5）　第十六問答（299下5）　第十七問答（299下6～下7）　第十八問答（299下8～下9）　第十九問答（299下10～下11）　第二十問答（299下12～下14）　第二十一問答（299下15～下16）　第二十二問答（299下17～下18）

D	僧弁	第二十三問答（299下19～下20）第二十四問答（299下21～下22）第二十五問答（299下23～下24）第二十六問答（299下25）第二十七問答（299下26）第二十八問答（299下27～下28）第二十九問答（299下29～300上1）第三十問答（300上2～上3）第三十一問答（300上4～上5）
E	僧弁	第三十二問答（300上6～上7）第三十三問答（300上8～上11）第三十四問答（300上12～上14）第三十五問答（300上15～上17）第三十六問答（300上18～上19）第三十七問答（300上20～上23）
F	宝度	第三十八問答（300上24～上26）第三十九問答（300上27～上28）第四十問答（300上29～中2）第四十一問答（300中3～中7）第四十二問答（300中8～中10）第四十三問答（300中11～中14）
G	道恩	第四十四問答（300中15～中16）第四十五問答（300中17）第四十六問答（300中18～中19）第四十七問答（300中20～中21）第四十八問答（300中22～中25）第四十九問答（300中26～中28）
H	法寵	第五十問答（300中29～下5）第五十一問答（300下6～下7）
I	法寵	第五十二問答（300下8～下9）第五十三問答（300下10～下12）第五十四問答（300下13～下14）第五十五問答（300下15）第五十六問答（300下16～下18）第五十七問答（300下19～下21）第五十八問答（300下22～下27）第五十九問答（300下28～301上2）第六十問答（301上3～上5）

（A段　三律師　第一問答～第五問答）

梁武帝は問答の初めに、法超・僧弁・宝度の断肉に対する立場を確認している。法超の立場は、律には三種浄肉の規定があるが、これは段階的に食肉を禁止するための「漸制」で、律の本意は「永断」にあるというも

のである。僧弁は法超の見解に同意し、宝度は断肉を説く『涅槃経』は正理を明らかにしているという見解を示した。

（B段　三律師　第六問答～第九問答）

梁武帝は三律師に対して、食肉した経験の有無を尋ねた。法超は「従来自ずから食肉をせず」と答えた。しかし僧弁は「中年に疾病あり、有る時に暫く開す」と言い、宝度は「本は定林に住し、末に光宅に移る。二処では肉を進むるを得ず。若し余処に在りて疾病に為らばまた開するを免れず」と語った。「開遮」とは戒律の用語で、開は許、遮は止の意味であり、僧弁と宝度は病気療養のために食肉した経験を告白したわけである。これを聞いた梁武帝は論難の矛先を僧弁と宝度に向け、C段からE段で僧弁と、F段で宝度と問答をおこなった。

（C段　僧弁　第十問答～第二十二問答）

梁武帝は僧弁に対して、律を講ずる時に食肉についてどのように教えているのかを問うた。僧弁は、「教に約して遮せず」「其れに許して三種浄肉を食するを得しむ」と述べ、事情によっては三種浄肉を食することを許すと答えた。

これに対して梁武帝は、肉を購入した場合、購入者のために動物が殺されたと考えるべきで、見聞疑のなかの疑に該当し、三種浄肉にはならないのではないかと問いかけた。僧弁は自然死した動物の肉を購入したと思っていたと弁明したが、説得性のある回答ができず沈黙してしまった。

（D段　僧弁　第二十三問答～第三十一問答）

梁武帝は僧弁から、食肉は慈心にかなったものではないという回答と、食肉をすると迷いの世界である此岸から出離できないという回答を引き出した。それを踏まえて、梁武帝がなぜ具足戒を受けた僧侶が食肉をするのかと問うと、僧弁は自身が初教の段階にあるからだと回答した。

（E段　僧弁　第三十二問答～第三十七問答）

梁武帝は、『涅槃経』成立以前に『楞伽経』『央掘摩羅経』『大雲経』『縛象経』において断肉が説かれていることを挙げた。そして梁武帝は持律第一の比丘で釈尊の入滅後に戒律編集の中心人物となった優波離について、「仏般泥洹時に、優波離は既に親しく坐に在り。云何ぞ律文が食肉を断ぜざることあらんや」と述べ、律において断肉が説かれたはずだという見解を示した。さらに梁武帝は「涅槃前に迦葉は已に不食肉法を持して修行す」という『央掘摩羅経』巻一の記載[35]を経証として、「律が若し此れに異ならば、則ち優波離の律に非ず。是れ異部家律なり」と述べ、食肉容認は外道の教えだと断じている。このような梁武帝の確信に満ちた発言の前に、僧弁は再び沈黙してしまった。

（F段　宝度　第三十八問答～第四十三問答）

梁武帝は経律論の間に矛盾が存在するはずがないという見解を示し、宝度はこの見解に賛意を表した。これを受けて梁武帝は、優波離の律が『涅槃経』に説かれる断肉の義にたがうことがありえるのかと宝度に問うたところ、宝度は「優波離の意は未だ常に肉を開さざるなり」と述べ、「優波離は常に食肉を容認していたわけではない」という食肉容認の余地を残す回答をした。これに対して梁武帝は「優波離は既に肉を開さず」と断

言し、宝度の発言は沙弥や式叉摩尼のような見習僧に通用しても、弟子（梁武帝）を納得させることはできないと述べた。梁武帝の言に恐れ入った宝度は「宝度の愚解は正に自ずから此こに極まれり」と答えた。

（G段　道恩　第四十四問答～第四十九問答）

梁武帝が三律師以外の下座の諸律師に意見を求めたところ、道恩が発言をした。道恩は五時説[36]に沿って、優波離は前四時の教えから律を編纂し、涅槃時の教えを含めていないという見解を示した。これに対して梁武帝は「律は『涅槃経』に説かれた断肉の教えも含んでいるはずである。『涅槃経』の教えに基づいて、今日から僧侶の食肉を一切禁止する」と宣言した。これを聞いた道恩は沈黙してしまった。

（H段　法寵　第五十問答～第五十一問答）

梁武帝が素（菜食）と浄穢の関係について問うたところ、法寵がこれに答えた。法寵は不素（肉食）は穢門なので本来なすべきではないが、「貪欲の情が深い」ため、肉を食べるのだと回答した。

（I段　法寵　第五十二問答～第六十問答）

梁武帝は法寵に対して、寺で懺悔をした後に食肉する者はいるのかと問うた。これに対して法寵は、一部の無明の者は食肉すると答えた。法寵はさらに、懺悔をした後で食肉するのは慚愧の念があるので、懺悔をしない者よりはましであると語った。梁武帝はこれに対して、「知りて故（ことさら）に犯す。慚愧に非ず」「其の罪は不知より大なり」と反論した。法寵は慚愧に関する経文を引用しつつ自説を堅持したが、梁武帝の重ねての反論を受けて、最終的には沈黙してしまった。

②経証となる経典の読誦

以上で問答が終了し、三律師が高座を下りた。三律師に代わって景猷が高座に昇り、梁武帝がE段で提起した『楞伽阿跋多羅宝経』巻四と『央掘摩羅経』巻一・巻四[37]の「断肉経文」を経証として提示し読誦した。

③梁武帝による第二法会の総括

経典の読誦が終わると、梁武帝は第二法会を総括する言葉を述べた。まず、『央掘摩羅経』巻四の「比丘は牛革の靴の布施を受けない」という話は、第一法会で法雲が説明した『涅槃経』の断肉の教えと同じだと指摘した。また梁武帝は、慧超と法寵は異論があるようだが、聖人と中行人は革靴を履かず、革靴を履くのは下行人であり、中国のように麻紵という素材がある土地では大慈の者は皮革を用いないと述べた。

このほか梁武帝は、『金光明経』巻四捨身品（大正一六、三五四下）の「投身餓虎[38]」や『経律異相』巻一〇（大正五三、五〇下～五一上）にもある「割肉貿鷹[39]」の逸話のように、僧侶は自分の肉を与えるほどの強い慈悲心を持つべきだとし、食肉という行為を反省するよう促した。梁武帝の総括の後、僧尼は行道・礼拝・懺悔をして、第二法会は終了した。

④梁武帝が周捨に与えた勅語

第二法会を終えた二十九日の晩に、梁武帝は周捨に対して五つの勅語を与えている。以下にその概要を提示することとしたい。

（第一勅語）

梁武帝はI段における法寵の発言を、「我は汝を念じて、我は汝を食す」という「羅刹婦女」の言に等しいと評している。『涅槃経』巻一二聖行品（大正一二、六八二上）に、我が子や夫を食べてしまった「羅刹女婦」[40]の逸話があるが、梁武帝はこれを念頭に置いて法寵を再び批判した。

（第二勅語）

梁武帝はC段における僧弁の発言を振り返り、自然死した動物の肉を入手できるはずがなく、肉を買う罪深さは自ら殺すことに等しいと述べた。そして『断酒肉文』法会を開催したことにより「正に諸僧尼の為に離苦の因縁を作る」という成果をあげたと語った。

（第三勅語）

梁武帝は「一衆生に八万戸の蟲を具す」[41]、「若し一衆生の命を断たば、即ち是れ八万戸蟲の命を断つなり」とし、食肉という行為は大量の寄生虫の命も奪うことになると指摘した。梁武帝は第二法会の総括のなかで『央掘摩羅経』の革靴の逸話に関連付けて「一食の中に就きて便ち無量身命を害す。況や日日餐咀せば数は恒河の若し」と述べており、第三勅語はこれと同じ文脈で語られている。

（第四勅語）

梁武帝は食肉について、在家であっても地獄に落ちる罪だと規定している。出家の場合はこれに戒律を破る罪が加わって二重の罪になり、学僧の場合はさらに詭妄の罪が加わって三重の罪になると断罪している。これ

は第一法会で読まれた『断酒肉文』第一首の飲酒噉肉をする僧尼は在家に及ばないとする九項目（二九五上～下）を振り返ったものである。また学僧を批判する箇所では、「知りて故に犯す」というI段と同じ文言を使用しており、法寵に対する批判が込められているのかもしれない。

（第五勅語）

梁武帝は声聞の律儀戒について論じ、自分で動物を殺さなくても、食肉をすれば殺分があるとしている。これは第二勅語と共通する主張である。また「菩薩人は心戒を持す。故に自ずから衆生を食する理有ること無し。若し声聞戒を欠かば終に地獄等の苦を免れず」とし、第四勅語と共通する内容の主張をしている。第五勅語では『断酒肉文』法会では言及しなかった声聞の律儀戒を取り上げ、断肉の正当性を補強したものと見られる。

以上、梁武帝が周捨に与えた勅語までが、現存資料で確認できる『断酒肉文』法会の一連の事跡である。梁武帝は食肉を容認する学僧たちを難詰し、一再ならず沈黙させている。第二勅語の「正に諸僧尼の為に離苦の因縁を作る」という文言が示すように、梁武帝は『断酒肉文』法会の成果を高く評価しており、菩薩金輪王としての使命をまた一つ達成できたと考えたことであろう。

おわりに

先行研究では、宗廟祭祀改革と『断酒肉文』法会の関係について注意を払われてこなかった。本稿では梁武

帝の思想的連続性に着目し、これら二つが同根の事象であることを明らかにできたのではないかと思う。

第一節では、宗廟祭祀改革の提唱以前に成立した『仏記序』及び『仏記序』詔において、『仁王経』の思想的影響が観察されることを提示し、梁武帝が金輪王として宗廟祭祀改革を実施した可能性が高いことを指摘した。『断酒肉文』に『仁王経』の影響があることは明白であるが、梁代初期以来の梁武帝の思想的連続性に着目すべきことを述べた。

第二節では、南斉代から梁代初期において、梁武帝と沈約が『涅槃経』をどのように理解していたのかについて考察した。その結果、彼らが『涅槃経』の思想によって慈悲と断肉を結び付けて理解していることが観察され、『涅槃経』を経証とした慈悲に基づく国家統治に関する梁武帝の思想的連続性が確認された。

第三節では、第一法会の経緯を整理したうえで、梁武帝の思想内容の分析をおこなった。その結果、主導的役割を果たした人物が梁武帝と法雲であるという点で、宗廟祭祀改革と第一法会が一致することが明らかになった。また第一法会において『涅槃経』と『仁王経』を経証としている事例を抽出し、宗廟祭祀改革と『断酒肉文』法会が同根の思想から生じた事象であることを具体的に提示した。

第四節では、梁武帝と断酒肉に非協力的な僧侶との間でなされた第二法会の問答を九段に分けて整理し、さらに法会終了後の勅語まで考察をおこなった。第二法会G段第四十九問答における「『涅槃経』の教えに基づいて、今日から僧侶の食肉を一切禁止する」という発言に明示されるように、梁武帝は『仁王経』によって自身を金輪王と定位しつつ、『涅槃経』を主たる経証として、国を挙げて断酒肉を断行する方針を宣明した。第四節に見える梁武帝の思想内容は、宗廟祭祀改革の時点の思想内容とほぼ同質のものと推察される。

二度にわたる『断酒肉文』法会において、梁武帝が仏教の教義に基づいて議論を尽くす姿勢を示したことは、仏教的世界観に依拠して恒久的に国家統治をおこなうという意気込みの表れなのかもしれない。宗廟祭祀改革

と『断酒肉文』法会の思想的連続性を確認したことで、梁武帝の仏教思想とその実践としての国家統治の解明に資することができれば幸いである。

註

（1）遠藤祐介［二〇一七］二一頁を参照。
（2）遠藤祐介［二〇一九］一六～一七頁を参照。
（3）遠藤祐介［二〇二一］一六～二〇頁を参照。
（4）梁代においては、慧厳・慧観・謝霊運らが編纂した南本『涅槃経』が多く用いられている。南本『涅槃経』とは曇無讖訳北本『涅槃経』の再治本である。本稿では南本『涅槃経』を略して『涅槃経』と記す。
（5）『広弘明集』巻一五所収。成立年代については、遠藤祐介［二〇一九］一二～一三頁を参照。
（6）遠藤祐介［二〇二一］一〇～一四頁を参照。
（7）遠藤祐介［二〇一九］一三～一六頁を参照。
（8）遠藤祐介［二〇一九］一三～一六頁を参照。
（9）遠藤祐介［二〇二〇］八九頁を参照。
（10）多田孝正［二〇一四］五七～五九頁を参照。同書五九頁で「四弘誓願の四句の文献上の初出は、智顗の著作においてである」という指摘もなされている。
（11）後主の母、柳皇后は梁武帝の孫である。『陳書』巻七、高宗柳皇后伝（書局一、一二九）を参照。
（12）遠藤祐介［二〇二一］一三頁を参照。
（13）遠藤祐介［二〇二一］一八頁を参照。
（14）遠藤祐介［二〇一九］四～五頁を参照。
（15）道端良秀［一九七九］第四章第三節「中国仏教と肉食禁止の問題」二七九頁を参照。
（16）遠藤祐介［二〇一九］八頁を参照。

(17) 天監十二年の宗廟祭祀改革の試みについては、遠藤祐介［二〇一七］一六～一八頁を参照。

(18) 超度は『十誦律』や『四分律』に詳しい律師である。『高僧伝』巻一一志道伝の附伝（四〇二上）の「時京師瓦官寺又有超度者。亦善十誦及四分。著律例七卷云」を参照。

(19) 『広弘明集』巻二六と『南斉書』巻四一周顒伝に、何胤に菜食を勧めた書簡が収載されている。周顒と蕭子良の関係については、遠藤祐介［二〇一六］一一頁を参照。

(20) 竹内照夫［一九七七］四五七頁に「君子は庖厨を遠ざく。凡そ血気有るの類、身づから践さず」とあり、小林勝人［一九六八］五二頁に「君子の禽獣に於けるや、その生けるを見ては、その死するを見るに忍びず。その声を聞きては、その肉を食うに忍びず。是の以に君子は庖厨を遠ざくるなり」とある。

(21) 遠藤祐介［二〇一九］一一頁を参照。

(22) 「中国在家の教理と経典」研究班［二〇二〇］に詳細な解説がある。

(23) 蕭子良との関係は三八一下と三八二上を、法雲との関係は三八二上と『続高僧伝』巻五法雲伝（大正五〇、四六三下）を参照。

(24) 遠藤祐介［二〇一九］一二～一三頁を参照。

(25) 遠藤祐介［二〇二一］一六～二〇頁を参照。

(26) 『断酒肉文』は第一首（二九四中～二九七中）・第二首（二九七中～下）・第三首（二九七下～二九八上）・第四首（二九八上～下）に分かれる。

(27) 道端良秀［一九七九］第四章第四節「梁武帝の断酒肉文」を参照。

(28) 遠藤祐介［二〇一七］七～九頁を参照。

(29) 『断酒肉文』第一首に「今日重ねて法雲法師をして諸僧尼の為に四相品四中少分を講ぜしむ」（大正五二、二九五）とあり、これが第一法会において読まれたことが確認される。

(30) 遠藤祐介［二〇二一］一八頁を参照。

(31) 遠藤祐介［二〇一六］九頁にあるように、周捨の父周顒は北山に寺を建立している。北山蔣帝が仏教に帰依したとされるほど、北山において仏教の影響力が強まっていたようである。

(32) 牧田諦亮［二〇一五］二四五～二四六頁を参照。

(33) 遠藤祐介［二〇二一］一八～二〇頁を参照。
(34) ①梁武帝と僧侶たちの問答（二九九上～三〇一上）、②経証となる経典の読誦（三〇一上～三〇二下）、③梁武帝による第二法会の総括（三〇二下～三〇三上）、④梁武帝が周捨に与えた勅語（三〇三上～下）の順に考察する。
(35) 『央掘摩羅経』巻一では「受持修行不食肉法」（大正二、五二一中）と記され、『断酒肉文』法会の問答の後に読誦されている（大正五二、三〇二中）。
(36) 遠藤祐介［二〇一四］第一部第五章「竺道生の問題意識と仏教思想」一八六頁で述べたように、法雲は劉虬の五時説を継承している。梁武帝の五時説に対する認識は同章の一九一～一九四頁を参照。
(37) 『広弘明集』（大正五二、三〇二下）には第二巻と記載されているが、正しくは第四巻（大正二一、五四〇下～五四一上）からの引用である。
(38) 『経律異相』巻三一（一七六下～一七七上）も『金光明経』捨身品を収載している。
(39) 梁武帝は『経律異相』の「釈迦為薩婆達王身割肉貿鷹」という記載を引用しているので、本文中では『経律異相』を提示した。『経律異相』は『度無極集』（康僧会訳『六度集経』）巻一（大正三、一中～下）を出典としている。
(40) 『涅槃経』には羅刹女婦が登場する。澄観述『大方広仏華厳経随疏演義鈔』巻三〇（大正三六、二二五上）は『涅槃経』を引用しているが「羅刹婦女」と記している。
(41) 『大品般若経』巻一六（大正八、三三九下）や『十誦律』巻三九（大正二三、二八四中）などに、人や動物には八万の虫が寄生していると記されている。

略号

大正：『大正新脩大蔵経』
書局：中華書局版の各正史

参考文献

〈一次資料〉

『摩訶般若波羅蜜経』　大正第八巻・No.二二三
『仏説仁王般若波羅蜜経』　大正第八巻・No.二四五
『大般涅槃経』　大正第一二巻・No.三七五
『彌沙塞部和醯五分律』　大正第二一巻・No.一四二一
『四分律』　大正第二二巻・No.一四二八
『十誦律』　大正第二三巻・No.一四三五
『善見律毘婆沙』　大正第二四巻・No.一四六二
『摩訶僧祇律』　大正第二五巻・No.一四二五
『大智度論』　大正第二五巻・No.一五〇九
『仁王護国般若経疏』　大正第三三巻・No.一七〇五
『大般涅槃経集解』　大正第三七巻・No.一七六三
『隋天台智者大師別伝』　大正第五〇巻・No.二〇五〇
『高僧伝』　大正第五〇巻・No.二〇五九
『続高僧伝』　大正第五〇巻・No.二〇六〇
『広弘明集』　大正第五二巻・No.二一〇三
『陳書』　中華書局版

〈二次資料〉

遠藤祐介［二〇一四］『六朝期における仏教受容の研究』（白帝社）
遠藤祐介［二〇一六］「蕭子良における菩薩と統治者の合一―蕭子良と孔稚珪の問答を通して―」『武蔵野大学仏教文化研究所紀要』三一
遠藤祐介［二〇一七］「梁代における『神滅論』批判と宗廟祭祀改革」『武蔵野大学仏教文化研究所紀要』三三
遠藤祐介［二〇一九］「梁代初期における梁武帝の仏教思想―宗廟祭祀改革の思想的背景―」『東アジア仏教研究』一七
遠藤祐介［二〇二〇］「船山徹著『六朝隋唐仏教展開史』」『六朝学術学会報』二一

遠藤祐介［二〇二一］「梁武帝における理想的皇帝像―菩薩金輪王としての皇帝―」『武蔵野大学仏教文化研究所紀要』三七
小林勝人［一九六八］『孟子』上（岩波文庫）
竹内照夫［一九七七］『礼記』中（明治書院）
多田孝正［二〇一四］『天台仏教と東アジアの仏教儀礼』（春秋社）
「中国在家の教理と経典」研究班［二〇二〇］「沈約「南斉禅林寺尼浄秀行状」訳注」『東方学報』九五
牧田諦亮［二〇一五］『牧田諦亮著作集』第四巻（臨川書店）
道端良秀［一九七九］『中国仏教思想史の研究』（平楽寺書店）

（武蔵野大学教授　博士（文学））